

第十六回
国会

参議院通商産業委員会會議録第十五号

昭和二十八年七月十八日(土曜日)午前
十時四十三分開会

委員の異動

七月十七日委員三輪貞治君辭任につ
き、その補欠として江田三郎君を議長
において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 中川 以良君
理事 加藤 正人君
小松 正雄君

委員

石原幹市郎君
黒川 武雄君
小林 英三君
西川彌平治君
酒井 利雄君
松平 勇雄君
岸 良一君
豊田 雅孝君
西田 隆男君
海野 三朗君
江田 三郎君
藤田 進君
白川 一雄君

國務大臣
通商産業大臣
労働大臣
政府委員

通商産業省
政務次官
通商産業省公
益事業局長
通商産業省
石炭局長
古池 信三君
中島 征帆君
佐久 洋君

通商産業省
山保安局長 吉岡千代三君
労働政務次官 安井 謙君
労働省労働局長 中西 實君
事務局側
常任委員 林 誠一君
常任委員 山本友太郎君
常任委員 小田橋貞壽君
常任委員 齋藤 邦吉君

説明員

労働事務次官 齋藤 邦吉君

本日の会議に付した事件

○通商及び産業一般に関する調査の件
(電気事業及び石炭産業における争
議行為の方法の規制に関する法律案
に関する件)

○委員長(中川以良君) それでは只今
より通商産業委員会を開きます。

本日は前回の委員会で決定をいたし
ました電気事業及び石炭産業における
争議行為の方法の規制に関する法律案
を議題といたします。

先ず労働大臣より本法法律案の提案理
由並びに経過及び旧公益事業令と鉱山
保安等の関連等につきまして御説明を
お願いいたします。

○國務大臣(小坂善太郎君) 労働大臣
小坂でございます。只今委員長の御指
示がございましたので、これは労働委
員会の方にもおかけしております。電
気事業及び石炭産業における争議行為
の方法の規制に関する法律案の提案理
由並びに旧公益事業令並びに鉱山保安

法等の関連につきまして若干申上げた
いと存じます。

昨多行われました電気事業及び石炭
産業の両ストライキは、幸いにいたし
まして、最後の段階において収拾され
たのであります。この二つのスト
ライキが国民経済、国民生活に与えた
脅威と損害は実に甚大なものがあつた
と考えるのであります。労使関係の事
項につきましては、法を以てこれを抑
制規律するよりは、労使の良識と健全
な慣行の成熟に待つことが望ましいこ
とは言うまでもないことであります。

が、政府といたしましては、基本原則
のみを固執いたしまして、徒らに手を
拱いて、当面の緊急の問題に対して対
策を怠ることは許されないと考えてお
るのであります。こうした見地からい
たしまして、電気事業及び石炭産業の
特殊性及び重要性並びに労使関係の現
状に鑑みまして、争議権と公益との調
和を図り以て公共の福祉を擁護するた
めに両産業における争議行為の方法に
ついて適当な規制をなす必要があるの
であります。公益的な性格を有する産
業はひとり電気事業及び石炭産業に見
るものでないことは言うまでもないこ
ろであります。けれども、この法案
はいわゆる基礎産業中の基礎産業とも
言うべき基幹的な重要産業でもあり、
又昨年問題となつた電気事業及び石炭
産業につきましては規定してある次第で
ございまして、こうした見地からこの只
今議題にして頂いております法律案
を提案いたしました。先般衆議院にお

いては通過を見たのでございしますが、
これより先この以前の国会におきまし
て、三カ年の臨時立法とする旨の修
正案が出まして衆議院を通過し、本院
において御審議中解散になつた経緯も
ございしますので、この修正案につ
きましては、これを原案としてこの国会
においては提出をいたしておる次第で
ございまして、
この法案の内容を簡単に申し上げます
と、これは三カ条より成るものでござ
いまして、
第一條におきましては電気事業と石
炭産業の特殊性及び重要性に鑑みまし
て、公共の福祉を擁護するため争議行
為の方法について必要の措置を定める
という本案の趣旨を謳つてあるもので
あります。

次に第二條につきましては、電気事
業につきましては、いわゆる停電スト、
電源スト、その他電気の正常な供給の
停止乃至直接障害を生ぜしめる争議行
為の方法は禁ぜられるものであるとい
うことを明らかにいたしております。

スウィッチ・オフ等の行為は、従来から
政府として正当ならざるものと考へたの
であります。これと同様な結果を生
ずる行為であつて、昨年の経験に鑑
みまして、社会通念上非とせられるも
のにつきまして、この際これを明確に
にし、正当ならざる争議行為の範囲を
明らかにいたしたのでございまして、け
だしこの停電スト、電源スト等は、こ
れに携わる人員は、全電気産業労働者
中少数に過ぎないと同時に、労働者の

失う資金及び使用者のこうむる損害と
いうものも、これによつて電気の需用
者が不可避免的にこうむるところの物質
的、精神的損失に比較いたしまする
と、極めて僅かなものであるものであり
ます。でこの点他の争議行為の方法と
その類を異にいたしておきまして、電
気事業の公益性、公共性に矛盾するこ
ろ甚だしき争議行為の方法と言わな
ければならぬのであります。よつて
この第二條は、こうした争議行為は行
い得ないものであるということを明ら
かにいたしましたのであります。

第三條でございますが、石炭産業
につきましては、鉱山保安法に規定して
おります保安業務の正常な運営を停
滞する行為でありまして溢水、落盤、
自然発火、有毒ガス充満等を来たしま
して、人命に被害を及ぼしたり、石炭
資源の滅失を来たり、乃至炭鉱の損壊
を招いたり破壊を招いたり、第三者に
妨害を与えること保安放棄の行為は
争議行為としてでも正当性を逸脱する
ものであるということを規定いたした
のであります。このことは昨年の炭労
ストに対します政府声明におきまし
ても明らかにいたしたところでありま
して、極めて明白の事柄であります
が、この際特にこの旨を明文を以て明
らかにいたしたのであります。最後に
附則がついておられますが、これは三
カ年の時限立法である旨の附則でござ
います。即ち、この法律が施行後三年
の期間満了の際に、引續いて存続させ
るかどうかについて国会の議決を求め

ることとしていたしております。そうして存続させない旨の議決がありましたとき、又は会期中に存続させる旨の議決がなかつたときは失効することにしたしておるのでございます。先の国会におきます衆議院の議決を尊重いたしまして、先ほど申し上げましたように、こういう趣旨を明らかにいたしておるのでございます。そういうような次第でございます。この法律の内容については以上を以て御説明をさして頂きたいと思ひます。

なお、この旧公益事業令並びに鉱山保安法との関係でございますが、この法律はいわば解釈法規とでも言うべきものかと考えております。本来不当である、或いは昨年の非常に苦しい経験に鑑みまして、社会通念上とせられるに至つたものを不当であるということを確認する旨の規定がこの法律でございます。従ひまして本法律案には罰則は記してございません。争議の場合に適用せらるべき、例えば旧公益事業令の八十五條におきまして、電気の正常な供給を停断する行為という場合に、この正常ならざる行為であるか正常な行為であるかというこの判断の基礎をこの法律に求めた、この法律に規定してあるような行為であれば、これは正常ならざる行為であるから旧公益事業令八十五條によつて罰則を受ける。或いは鉱山保安法におきまして規定、正常な業務の停断を来たす、その正常なところの規定してある保安要員の引揚げとすることの不当であるということはこの法律によつて明定してございますので、これが適用される、こういうことでございます。御承知のように労組法一條二項におきま

して、争議行為としては違法性が阻却せられることが謳つてございますが、これを非常な広く拡張解釈いたしまして、争議行為としてならばあらゆる行為は正当であるというのを考える節がございまして、正当不当の界限をここに明瞭にいたしておる次第でございます。争議行為と公益との調和を図りたいというのが本法律案の趣旨でございます。

以上のような内容を持ちました法律案であるということを御説明申し上げます。

○委員長(中川以真君) それではこれより質疑をお願いいたします。

○白川一雄君 本法案につきまして正しく判断したいために、私は三つの点についてお尋ねしたいと思ひます。本法案が目的としているこの秩序が、理論的でなく現実の効果を生ずし得ると思はれてゐる確信のほどにつきましてお尋ねしたいのが一つでございます。私は非常に世間をお騒がせした大きな争議に経営者としての体験を持つておりますので、それと照し合せまして政府のこれに対する確信のほどを承わりたいと思ふのであります。

次は本法案の実施の場合と緊急調整を發動した場合とのその相違点がどの程度であるかということをお説明願ひたいと思ひます。

第三点は、昨年の争議が、或いは主義とか或いは論議とかにかかわらず、とにかく結果は国民生活と、立ち上ろるとする経済再建に大きな支障を与えたというところは、恐らく争議に参加した人も現在反省してゐるものと我々は

考えるのであります。若し反省してゐるとしますればこの法案は追打ちの恰好の法案になりまして、国民相互の信頼感というものは非常に傷つけられるんじゃないかという点から、政府当局がこの争議に参加したかたらの反省の程度をどういふふうにお考えになつておられるか、この三点について御説明頂きたいと思ふのであります。

○國務大臣(小坂善太郎君) お答えを申し上げます。この法律をおきめ願ひまして、これを實施した場合、どの程度争議というものを對しての効果を期待するかというお尋ねが第一点だと思ひます。私どもはこんなふうには考えておるのでございます。ストライキ権というものは、これは憲法上當然の権利でございます。これを抑圧するといふ意思は毛頭ないのであります。ただ昨年のようなあつた非常に激しい公益を害するやうな争議というものが行はれるやうなことになるものと、これは何らかの措置を講じなければならん、やはりこの不当なものには不当だということを明らかにしておくほうがよろしいのじゃないか、こういうことを考えたのがこの法律案提案の動機になつておるのでございます。或いは論をなす者は、争議行為というものを無制限に行はしめて、そうしてその争議行為の行過ぎといふものは、或いは警察庁等の力の発動を見るもの止むを得なからう、そうしてそこで法廷に立つことにやつて判例を作つて、そうしてその判例を積上げて行つて労働法の解釈の基準を作れといふかたもあります。併し私どもの考えでいたしますと、そうした法律が非常に範圍が不明確であるといふことによつてまじめな勤労者を

法廷に立たせる、こういうことは誠に忍びないことである。そこで法律といふものはここに明らかにその範圍を定めてあるといふことを明瞭にすることによりまして、まじめな勤労者諸君にそうしたものへ巻き込まれないようにして頂きたい、こういうことが私どものこの法律によつて期待するところの効果でございます。

それから第二の緊急調整というものがあつたが何故にこういう法律を出すか、この間の調整をどう考えておるかという御趣旨であつたかと存じます。が、この法律案は本来不当である、或いは社会通念が成熟してそれは不当である、社会通念が成熟してそれは不当である、こう考えられたものを法律によつて確認するといふ規定でございます。緊急調整は御承知のごとく、当然許された争議行為といふものが長く続くことによりまして非常に社会生活或いは経済生活を危殆に陥れる、国民の日常生活を著しく脅かす虞れが現実に存するときに限つてこれを出すといふことになつております。そこでそうしたやうな緊急調整とこの法律とは趣旨が全く異なるのでございまして、この法律は本来こういう争議行為は御遠慮願ひたいといふことを明定するものが趣旨でございます。緊急調整といふものは別の観点から現実に許される争議行為が非常に長期且つ大規模になりまして、大衆の生活を脅すに至つたときに五十日間の間隔をおいて出るの緊急調整でありまして、これは別のものと考へております。

第三に争議をしたかたらにおかれまして、非常に国民に迷惑をかけることに對して反省があらうと思ふといふところ追討的な行為といふものがこれはむごいではないか、それは一体政治的な感覚として余りいいものではない、こういうやうな御趣旨であつたと存じます。私どももそういうことは考えるのでございまして、けれども、どうも反省といふことは一部においてなされておること、そういうお話を承わつてはおるのでございますが、やはり争議といふものは冷静なときからだんだんその争議行為を通じて熱して行く、熱して行つて勢いの起るところ、そういうことになる。例えば保安要員の引揚げといふものはこれは争議行為としては当然常識上考えられないことであると思ひます。そういうものをあえてするといふやうな熱した状態になつて行くといふときに、ここにはつきりと法律があつて、この法だけは越えてはいけないうのだという範圍を明確にしておくほうが、このほうが却つて親切ではないか。何もこれは争議行為を奪うとか或いは懲罰的な規定では、そういうものではないと思ふので、この法律で明らかにすることによりましてまじめな勤労者諸君にそうした法を踏み越えさせないやうな、むしろ好意的な規定ではないか、かように考へておるのでございます。なおその反省といふ問題は公式的にやはりこういうことはすべきでないといふやうなやうな問題も未だ取上げられておらないやうに存じます。その程度でお答えいたします。

○委員長中川以真君 ほかに御質疑ございませんか。

○藤田進君 労働大臣にお尋ねいたしますが、非常に質疑の点が多いので、簡単によろしうございしますから明確に

が懲罰的なものじゃなくて、むしろまじめなたくさんに対しての親切な意味を持つのだということにつきましては、先ほど申し上げたのでございますが、三千年にするというところは、十

かかも知れませんが、一般の労働者諸君に對してあつた昨年の、例えば保安要員の引揚げの準備指令が出る。幹部がそうしているのだからというので、法律は御存じないのが多いのでありまして、そうすると、これはやはりや

つてもいいのではないかと、いうふうな
 氣持が現われると、知らずしてこうし
 た違法の行為をされることになるとい
 うので、三カ年を掲げておけばその趣
 旨が周知徹底せられるであらうとい
 うことであります。決して懲罰的な意
 味はない。その間に公益というものと

争議權の調和ということとは十分に御認識が願えることと期待いたしておる次第でございます。それから私は給電指令所のスイツチ・オフについて申したわけでありまして、給電指令所のワーク・アウトというものが各指令せられるに及びまして、その結果が非常

にスイツチ・オフ以上の非常な一般に
対する障害があらう、こういう政府の
解釈でありますし、又一般の社会通念
といたしまして、さように考えてお
くと思うのであります。申すまでもな
く、釈迦に説法で恐れ入ります、電

電氣といふものは貯蔵がきか
ない生産即消費であります。そこで給
電の指令といふものが、その電氣の正
常なる運行といふものをその指令所
において全然放任せられるに及びまし
て、これを阻害するといふことは、私

はもう明瞭であらうかと思うのでござ
います。

な詳細に亘り御説明したほうがよ
ければ、通産省のかたもおいでの方
でございまして、それからかたからお
答え頂きたいと思います。

○藤田進君 それは通産大臣もあとで
お呼びしておりますので、お伺いした
いと思ひます。併し今の三年の問題で
すが、提案理由の説明では従来違法
だと、これは先ほど言われているし、
従来しほ言われていると聞いてお
ります、然らば今の法案というものは、
先ほどのお答えにもあつたように一
応労働者にこれは違法なんだという
ことを知らしめるための法律だ。つま
り争議行為をする側に対してこれは違
法なんだということを親切な意味で知
らしめるのだということが理由になる
ようでございます。そういたしますと、
問題になるのは、このスト規制法は
過去のものについて規制するといふ
よりも、今後の争議行為について、無
論不測の原則もあることですが、い
る解釈をされているのです、明確な立
法としてここに明定される以上、今後
において労働法第一條第二項違法性の
阻却の問題などに関連して来る、こ
ういふ先ほどの御解釈のようですが、然
らば今後電産の昨年の末に亘つてあつ
たような争議が今後もあり得るという
仮説の上に立つてこの法案が提案され
ているのかどうか。

○国務大臣(小坂善太郎君) この法案
は決して労働者だけを対象としたもの
ではなく、使用者並びに公益、第三者
をも対象としておるのであります。な
お今後の問題についてこの法規という
ものが明定されている場合に規制され
るというところは当然であります。今後
そういう仮説の上に立つてというお話
でございまして、私もそれはそうした
現実が現れがある、そこでこういう法
律が必要であるというふうに考えてお
る次第であります。

○藤田進君 それは現実の現れがあ
る……。

○国務大臣(小坂善太郎君) そうであ
ります。

○藤田進君 それは次にはいつ頃どの
ようなことが現実で予想されてお
りますか。

○国務大臣(小坂善太郎君) この虞れ
という点ではつきり文書で通告を受け
ております。これは六月の八日に私の
ところに来た労働法の規定によりまし
て電産関東地本から出ております。そ
れから電産の中央執行委員長長の神山
君から六月十七日に私のところに持つ
て来られた労働法による予告の文書の中
に問題の争議解決のために事務スト、
停電スト、その他の労働力の提供拒否
の争議行為に入る予定があるという通
告が来ております。

○藤田進君 それは昨年と同じような
ケースでしようか。それともどうい
うわけですか。それとどういふこと
が起るのか。その届出なんか知りませ
んか。明らかにして頂きたい。

○政府委員(中西實君) 今の電産関東
地本、それから電産中央本部の予告は
協約の問題、それを対象にしているの
であります。

○藤田進君 それのみでしようか。

○政府委員(中西實君) 私のほうで受
けまして持つて来られたかたから一応
聞きまして、それを目的にして
おる、こういうことではあります。

○藤田進君 その点についてはなお明
らかにして頂きたいと思ひます。

○委員長(中川以良君) 速記をとめ
て。

○委員長(中川以良君) 速記を初め
て。

○藤田進君 昨年の被害状況が甚大で
あつたということから電産職場の職場
放棄というか、労働提供拒否は違法な
りとなつたという解釈に立つたのだとい
うことだと思ひます。そこで昨年の十二
月十三日に労働局をして被害状況なる
もの、争議による被害の被害が発表
されております。炭労については緊急
調整の関連で、中労委に対しては公式
にその状況が報告されております。併
し今日その被害状況についてこれが唯
一の根拠になつておる以上どういふ状
態であるか、曾つて十二月十三日或
いは炭労について発表せられたと同様
な科学的なものがあるはずであります
が、これについてお答え願ひたいし、
更にその資料がございましたらば御提
出願ひたいと思ひます。その点と、
それから電産ストということについて
新らしく違法なりというのを言われ
たわけですが、その電産ストというの
は極めて広汎、抽象的なもので、この
内容はどういふものなのか、これを質
問した上で次の質問に移りたいと思ひ
ます。

○政府委員(中西實君) 被害状況の資
料を十二月十三日に労働局で出した
というふうなお話でありましたが、実
は労働局では被害状況を十分調査する
能力もございませぬと思ひます。な
お、公式に発表いたしましたことはござ
いません。そこでこの状況につきまして

は、結局所管の通産省で従来からおや
り頂いておりますので、後ほど通産省
のほうからお聞き頂きたいと思ひま
す。それから電産ストという問題で
ございまして、これは結局電産所、電
所あたりの所を主に言つておるよう
であります。俗語でございまして結局こ
の法律でいいますれば、正常な電気の
供給を停止する、或いは直接に障害を
生ぜしめるという系統に属するところ
の職場において、争議行為としてそ
ういふ効果を生ぜしめる行為をしては
いけないということでございます。

○藤田進君 従来スト・オフといふもの
は明らかに配電所のところであるの
が、配電所といふところは、つまり
スイッチ・オフ、それ以前の所、つま
り発電所といふところは、こゝろを
大体俗語として電産ストといつてお
つたかと思ひます。

○藤田進君 そういたしますと、発電
所及び配電所、これは大小あつて町
村の発電所などは、その部落だけ
よつと電燈を一キロ余りというよう
なものから、数キロの発電所或いは
更に火力、種々雑多で、これに伴う
所もこれ又一次、二次あり、その電
所自身もなか／＼技術的には問題があ
ろうかと思ひますが、そこで電産スト
なるものは今のうちに言われておる
が、電気の供給、つまり生産に影響
ない場合には、これは問題はないとも
考えられるわけですが、電産ストによ
つてですね。問題は公共の福祉、そう
言われておるのでありますから、公共
の福祉、全然電気の生産これに影響
のないもの、これを電産ストライキとし
てやはり違法と解釈されておるかどう
か。

○政府委員(中西實君) 今度のこの法

案によりまして、そういう部門に
おきまして、結局正常な供給に直接
に障害を生ずるというふうな結果の起
るものでございまして違法になる。
争議行為の違法性を阻却されないとい
う解釈です。

○藤田進君 第二條を見ますと、
「争議行為として、電気の正常な供給
を停止する行為その他電気の正常な供
給に直接に障害を生ぜしめる行為をし
てはならない。」先ほど言われた中に
もあつたように、正常な供給といふこ
と、これは電気に関する限り極めて問
題があつたと思ひます。今日の電気関
係の諸般の法規は御承知の通りであ
つて、この規定するところの運営、こ
れが正常な運営、正常な供給、この
ようにいわれるとするならば、今日
でにそういう概念からすれば、正常な
供給は全然行われていない。ところが
が新らしいスト規制法にいう正常とい
うこの内容がどういふものであるか
によつて、この法律の性格は極めて広
汎な変貌を来したと思ひます。例え
ば正常な供給問題は、供給が正常であ
るかないかというように解されるわけ
ですが、例えば発電所におきましてお
るが、例えば三交乃至二交、スリ・シ
フトをやつていて、先ず第一の勤務者
が所定の時間が来ても次の人が来ないた
めに、やはり業務は続けられて行くとい
う場合もある。従来それはしほ／＼や
つております。交替勤務をずつと長
年やつておるわけですが、或いはもう
全然……今日では若干の従業員の欠
勤が山奥の発電所でありまして、病
気その他極めて少人数で運営してお
るわけですが、そういうところが事故
によつて休業した場合、これは所長一人

でにそういう概念からすれば、正常な
供給は全然行われていない。ところが
が新らしいスト規制法にいう正常とい
うこの内容がどういふものであるか
によつて、この法律の性格は極めて広
汎な変貌を来したと思ひます。例え
ば正常な供給問題は、供給が正常であ
るかないかというように解されるわけ
ですが、例えば発電所におきましてお
るが、例えば三交乃至二交、スリ・シ
フトをやつていて、先ず第一の勤務者
が所定の時間が来ても次の人が来ないた
めに、やはり業務は続けられて行くとい
う場合もある。従来それはしほ／＼や
つております。交替勤務をずつと長
年やつておるわけですが、或いはもう
全然……今日では若干の従業員の欠
勤が山奥の発電所でありまして、病
気その他極めて少人数で運営してお
るわけですが、そういうところが事故
によつて休業した場合、これは所長一人

でにそういう概念からすれば、正常な
供給は全然行われていない。ところが
が新らしいスト規制法にいう正常とい
うこの内容がどういふものであるか
によつて、この法律の性格は極めて広
汎な変貌を来したと思ひます。例え
ば正常な供給問題は、供給が正常であ
るかないかというように解されるわけ
ですが、例えば発電所におきましてお
るが、例えば三交乃至二交、スリ・シ
フトをやつていて、先ず第一の勤務者
が所定の時間が来ても次の人が来ないた
めに、やはり業務は続けられて行くとい
う場合もある。従来それはしほ／＼や
つております。交替勤務をずつと長
年やつておるわけですが、或いはもう
全然……今日では若干の従業員の欠
勤が山奥の発電所でありまして、病
気その他極めて少人数で運営してお
るわけですが、そういうところが事故
によつて休業した場合、これは所長一人

でにそういう概念からすれば、正常な
供給は全然行われていない。ところが
が新らしいスト規制法にいう正常とい
うこの内容がどういふものであるか
によつて、この法律の性格は極めて広
汎な変貌を来したと思ひます。例え
ば正常な供給問題は、供給が正常であ
るかないかというように解されるわけ
ですが、例えば発電所におきましてお
るが、例えば三交乃至二交、スリ・シ
フトをやつていて、先ず第一の勤務者
が所定の時間が来ても次の人が来ないた
めに、やはり業務は続けられて行くとい
う場合もある。従来それはしほ／＼や
つております。交替勤務をずつと長
年やつておるわけですが、或いはもう
全然……今日では若干の従業員の欠
勤が山奥の発電所でありまして、病
気その他極めて少人数で運営してお
るわけですが、そういうところが事故
によつて休業した場合、これは所長一人

でにそういう概念からすれば、正常な
供給は全然行われていない。ところが
が新らしいスト規制法にいう正常とい
うこの内容がどういふものであるか
によつて、この法律の性格は極めて広
汎な変貌を来したと思ひます。例え
ば正常な供給問題は、供給が正常であ
るかないかというように解されるわけ
ですが、例えば発電所におきましてお
るが、例えば三交乃至二交、スリ・シ
フトをやつていて、先ず第一の勤務者
が所定の時間が来ても次の人が来ないた
めに、やはり業務は続けられて行くとい
う場合もある。従来それはしほ／＼や
つております。交替勤務をずつと長
年やつておるわけですが、或いはもう
全然……今日では若干の従業員の欠
勤が山奥の発電所でありまして、病
気その他極めて少人数で運営してお
るわけですが、そういうところが事故
によつて休業した場合、これは所長一人

でにそういう概念からすれば、正常な
供給は全然行われていない。ところが
が新らしいスト規制法にいう正常とい
うこの内容がどういふものであるか
によつて、この法律の性格は極めて広
汎な変貌を来したと思ひます。例え
ば正常な供給問題は、供給が正常であ
るかないかというように解されるわけ
ですが、例えば発電所におきましてお
るが、例えば三交乃至二交、スリ・シ
フトをやつていて、先ず第一の勤務者
が所定の時間が来ても次の人が来ないた
めに、やはり業務は続けられて行くとい
う場合もある。従来それはしほ／＼や
つております。交替勤務をずつと長
年やつておるわけですが、或いはもう
全然……今日では若干の従業員の欠
勤が山奥の発電所でありまして、病
気その他極めて少人数で運営してお
るわけですが、そういうところが事故
によつて休業した場合、これは所長一人

以て結算日運転をやつておるわけ
です。これも日常取り行なつておること
なので、これはいわゆる社会通念から
見て過去の事実累積から見ても正常
であると解さなければならぬと思わ
れるわけですね。そういうのはやはり正
常な扱いをするのかどうかお尋ねした
と思います。

○國務大臣(小坂善太郎君) 電気の供
給に關しましては、御承知のごとく通
産省で公益事業令においてこれを監督
しておるわけでありまして、この監督の
下におきましての供給というのは正常
というふうに解釈され、そうしたものに
違反したものは正常でないというこ
とになるわけでございます。

○藤田進君 どういうことを意味いた
しますか、具体的に私は問題を提起し
たわけですが、それに対する御見解で
すね。

○政府委員(中西實君) このほうの専
門家の藤田さんでございまして、正
常な供給が大体どういふものかという
ことは却つて我々のほうがお教えを受
けなければならぬわけでございますが、
結局正常なというものは、サイクル、
電圧等に異常を来たさないように
し、又特に洪水期その他のこともござ
いますけれども、結局は一応公益事業
令、それによつて電気運轉がなされて
おるわけですね。従つて一応その指揮、
命令によつて行われておるのが正常だ
というふうに考えられるのであります
が、これは事業主におきまして、例
えば従業員をロッキ・アットして、そ
うして別の者を雇入れてやるという
ようなことも正常なものとは我々とし
て解釈していいのであります。お示
しの例えは二交替制、この交替をやめ

て連続してやるというふうな事態、い
ろいろその他具体的な事例はござい
ますし、それによつても、我々として
ここに起りました事態について、やは
りそれが正常な運轉かどうか、又正常
な供給に直接障害を生ぜしめる行為か
どうか、これを判定したいと思ひます
ので、いろいろと具体的な例は一つ或
いはずつとお聞かせ頂きますと、又こ
こですぐに申しましてあとで變つて参
りまして失礼かと思ひますので、ず
つとお示し頂ければ、それにつきまし
て十分関係のほうとも打合せをしたい
と思ひます。ただ余り仮定のことにな
りますといささか今早急に結論は出せ
ないと思ひますので、一応予想し得る
ことにつきましては、御返答ができる
ようになります、かように考えます。

○江田三郎君 今の大臣の御答へと、
局長の御答へと、聞いておつてよくは
つきりしない点があるのですが、結局
これは個々の具体的な問題について、
正常なかどうかというところは、公益
事業令の關係で、通産省のほうでなけ
ればつきりわからぬということなん
ですか。通産省と關係なしに、労働省
のほうで具体的な問題について、きち
きつと答へが出せるということなん
ですか。

○政府委員(中西實君) 一応争議行為
といたしまして違法性を阻却するかし
ないかという判断でございまして、
所管はやはり労働省というふうに考
えております。

○江田三郎君 その問題でなしに、正
常かどうかというところは、あなたのさ
つきの御答へを聞いておりますと、大
臣の答へもそうですが、公益事業令の
關係で通産省のほうの所管になつてい

るから、自分たちとしては教えを頂か
なければならぬというふうな立場だ、
こういう局長の答へもあつたわけだ
が、正常であるかどうかということ
最終的に判断するのは、通産省のほう
の關係になるのかというのです。

○國務大臣(小坂善太郎君) 公益事業
令がございまして、それで公益事業局
におきまして、その適用を事業活動の
範圍においてしておるわけでありま
す、その範圍において正当なりと認め
るものは正当であります。ただ争議行
為はどうかというところが只今の議
題でありますので、そういう意味で
○江田三郎君 是非かどうかというこ
となんです。正常かどうかというこ
とについては、やつぱり通産省の公益
事業局のほうで判断するということな
んです。

○國務大臣(小坂善太郎君) 御承知の
ように火力も使っておりますし、いた
しますから、その場合の水力の全体の状
況とか、或いは石炭の消費状況とか、
供給状況とか、そういうものと脱み合
せて監督官庁において、事業者監督の
範圍において正常であるかどうかとい
うことを認めるわけですね。そこで争
議行為の場合にどうかというところに
なりますと、これは法案に規定して
るところで、これは労働省の管轄、こ
ういふふうになると考えます。

○江田三郎君 争議行為の場合にどう
するかというところは、これは労働省の
關係になると思うのですが、ここに警
告であるところの「正常な供給」とい
うことになるかどうかというところは、
細くまで通産省の問題なんです。

○藤田進君 そうしますとここに問題
が新しく出て来たのですが、電気が
臨時措置法、従来の電気工作物規程
とか、そんなまあ枠があるのですが、
今の御答へで言うと、通産省或いは公
益事業局、そして地方局がずつとあり
まして、これがすべて電気事業、電気
会社の運轉はかなり細かく……今問題
になつてゐるのがこの第二條の「正
常」の問題ですから、ストライキのい
わゆる争議行為、これは現実の論点
は、現場における状況を想像しながら
議論しておるわけでありまして、そ
で今の御答へによると、そういうた
府当局の機構が監督しておるその範
圍であれば、これは正常なものである
監督、或いは命令のごとくやつて行
は……これは極めて抽象的なものであ
つて、そうであるならば、発電所、変電
所の当該定員、この発電所は特殊な事
情があるから何名の定員を置くべし、
これは定員を変えたときにはどうい
う補充をすべし、こういうことがな
されていなければならぬと思ひま
す。これは現地に於ける争議行為が問
題になるわけですから、この点はやは
り現実には私企業として会社が独自の
立場で運営して、問題は電力の供
給が正常であるかどうかという末端の
配電部門だけのことをむしろ重点にし

ておると私どもは從來解していたので
あります。それが今言われたように、
すべて監督官庁の指揮下にあるか
とくになれば、それは現状とおよそ
かけ離れたものと思ひます。当
該発電所に対して三百名の従業員に
する、二百名にするか、極端なところ
は、從來二十名のものを今度は一
半分の十人でやつて行こうか、或いは三
交替を二交替にしようか、これは從來
すべて資本家、使用者というか、この
ほうから言えば、労働組合に対する相
手方が独自の立場でやつて来たと思
ひます。この点について今の御
答へ、食い違ひがあると思ひます。

○説明員(齋藤邦吉君) 私が申し上げた
のは、何もかも通産省が定員もその他
も監督するといふつもりではござい
ませんで、即ち旧公益事業令の監督を
受けておる電気事業者のなす違法な指
揮監督に従つて電気の供給をする、こ
れが正常な電気の供給であるとい
うことを申し上げておるわけござい
ます。即ち電気事業者は公益事業令に
従つてそれらの監督を受けられてお
ると思ひます。その監督に従つて電
力事業者が違法な指揮監督をする、そ
の違法なる指揮監督に従つて電気の
供給をする、これがいわゆる電気の正
常な供給である、こういうことを上
げておるわけでございます。

○藤田進君 然らば今申し上げた発
電所、変電所或いは給電指令所等々、
職場における人員の配置、その人員の
量、質、こういうことはすべて電力
会社が決定し、実施する、何ら政府
なり或いは当該相手方として、從來
あります労働組合とか、建前としてはそ

ういふふうな事態、いろいろその他
具体的な事例はございまして、それ
によつても、我々としてここに起
りました事態について、やはりそれが
正常な運轉かどうか、又正常な供給
に直接障害を生ぜしめる行為かどう
か、これを判定したいと思ひますの
で、いろいろと具体的な例は一つ或
いはずつとお聞かせ頂きますと、又
ここですぐに申しましてあとで變つ
て参りまして失礼かと思ひますので
、ずつとお示し頂ければ、それにつ
きまして十分関係のほうとも打合せ
をしたいと思ひます。ただ余り仮定
のことになりますといささか今早急
に結論は出せないと思ひますので、
一応予想し得ることにつきましては
、御返答ができるようになります、か
ように考えます。

○江田三郎君 その問題でなしに、正
常かどうかというところは、あなたの
さつきの御答へを聞いておりますと、
大臣の答へもそうですが、公益事業
令の關係で通産省のほうの所管にな
つてい

いうものでなくて、資本家の側にその決定権があるのだ、こういうふうに見てよろしくございませうか。

○説明員(齋藤邦吉君) 私は争議行為の場合におきましては、労使対立的なものではなくして、電気事業者はいわゆる公益事業令に従つて電気の正常な供給を行わなければならない責任に立つ立場においての適法なる指揮系統というものを申上げておるのでございまして、資本家側、事業主側といったような争議の労使対立的な考え方においては申上げておるわけではございません。即ち旧公益事業令に従つて電気の正常な供給を任務とする電気事業者、こういう立場であらうかと、かように存するものでございませう。

○藤田進君 そういたしますと、電気の正常な供給をなされておれば、あとは人員配置ですね、勤務時間とか、そういうふうなことは、これは供給責任者、管理責任者である事業主がやればよろしい、これは何ら政府は関知するものではない、こういうことになりませう。

○説明員(齋藤邦吉君) 第二條の規定は読んで字の通りでございまして、「争議行為として、電気の正常な供給を停止する行為」そのものを争議行為としてはならぬというのを申上げておるに過ぎないのでございまして、電気事業その他の経営、その他の問題は、これは別個に通産省におきまして必要がありますればお答え願ふと思ひます。

○藤田進君 そうではないのです。第二條にいう「正常な供給」、「正常な」という字が二つ出ておるわけですね、この「正常な」ということは、これは

やはりノーマルな状態をいうのだと思ふのです。そのノーマルな状態のときのことを先ず規定して、そうして正常であるのか、アブノーマルであるのかというのを判断しなければならぬと思うのであります。従つてノーマルな状態においては、電気の供給が停断されない限り、これは業務運営として事業主の責任である。例えば一般的に申上げないで御答弁しにくいと思ひますから、発電所の勤務時間とか、或いは人員を三十名を二十名にするとか、或いは雇はして六十名にするとか、これはすべて正常な電気の供給という、このこととさへ連行されれば、あとは事業主の責任である、こう解されるのですが、その点はどう思われるか。

○説明員(齋藤邦吉君) 先ほど申上げてありますように、定員が二十名だ、三十名だという問題も或いは関連するかも知れませんが、この法案といたしましては、いわゆるその事業経営の段階、事業経営の段階と申しますのは、公益事業令によつてそれぞの監督があるわけでありまして、その監督の下にあるそれらの電気の供給の段階において、電気事業者の適法なる指揮に従つて供給すれば事は足りる、こういう意味でございませう。

○藤田進君 だから私が解釈している通りなのですか、そうでないのですか。

○説明員(齋藤邦吉君) 定員云々の問題とは私は直接的に關係はないものと存じております。

○海野三朗君 関連質問、この「正常な供給」ということがありますが、今まで電気会社が送電をしましたその燭光にいたしましたとしても、規定の燭光を

皆ドロップしておる。そうして一定の料金をとつておる。それは明らかに詐欺行為なのであります。それを当局者が当り前のごとくにお考えになつておるのであります。この「正常な」ということについては、私専門の立場からお伺ひしたいのでありますが、これはどこにおいても殆んど皆燭光が落ちております。そうして而も相当の料金をとつておる。これは誰の責任でありませうか、それをお伺ひしたい。

○政府委員(中島征帆君) 「電気の正常な供給」ということにつきましてはいろいろ御意見がありますが、この法案の中に出ております「正常な供給」ということと、それから一般に私どもが常識的に考へております「正常な供給」とは内容がいささか違ふと考へるべきじやないか、一般的には「正常な供給」というのは、例えば只今御指摘のありましたように、いろいろな関係で電圧が落ちる、或いはサイクルが低下するといふような場合、場合によつては停電もするといふような非常に正常な供給でない場合が頻りに起つておるわけでありませうが、これは経済的、技術的にほぼ正常な電気の供給だと考へております。ただここに申しておるのは法律的な考え方でありまして、法律的に電気事業者として、或いは電気事業の従業員として正常な供給をしていくかどうかという点になりますと、結果はそれが仮に常識的な正常供給がなされておりました、或いはその行為の中途において違法でないことがありますが、ないといふように考へられる。又逆に申しますと事業者並びに従業員は正常

なる供給事務に従事しておりまして、天候その他の関係で、結果においては正常な電気の供給がなされなかつたといふことも起り得るのありまして、その点につきましては、この法律における「正常な供給」という場合と、常識的な「正常な供給」というものは違つて考へるべきじやないか。その例をいたしましては、第二條に「争議行為として、電気の正常な供給を停止する行為」となつておりますが、この辺でこの二つの区別ができるのではないかと申すのであります。

○海野三朗君 只今の質問の要点はびんと来ておりません。私はそれが経営者の責任であるか、従業員の責任であるか、その責任の所在を問うたのであります。それは問題がずれておりませう。

○政府委員(中島征帆君) 失礼いたしました。只今の点は私申し落しました。が、今のいわゆる経済的な正常供給を意味した場合の責任というものは、これは公益事業令の系統で論じられる問題でありませうが、現在におきましては必ずしも明確でありませうけれども、当然これは電気事業者として公益事業令並びにそれによつて認可されております供給規程の範囲内において責任を負ふことになつております。

○藤田進君 争議行為の規制に関するいわゆる法案の中で、正常というものは、一般事業者が運営する場合のいわゆる正常というものはおのずから意味が違ふのだ。それはなぜならば争議行為の場合において、「争議行為」として、電気の正常な供給を停止するのだからと、こういうふうな公益事業局長の言葉だと思ひます。これは私聞い

ていて、この法律は、提案理由にもあるように違法なりとするものをも明確にするのだ、こういうことが前提になつておるのでありますから、そうである以上は「正常な」というこの定義、ノーマルとアブノーマルの関係というものは明確になされなければならぬ。その正常というものは争議行為としてのときだけというふうにはこれは考えられないと思ひます。争議行為のときだけ……正常な供給であるといふことは、それは多少の出入りがあつて、発電所、変電所或いは給電指令所において日々病氣その他の事故があつて、人が二人休んでゐるか、五人休んでゐるか、六人休んでゐるか、或いは全員が出ているときもあり、おむね誰かの欠員があるのは、これはむしろ常態です、ね、こういう何かのそこ目安があつて、初めて争議行為に際しては、正常なものでない、このよう具体的な直接的な、或いは電気の供給の停断があつた、障害があつた、こういうこととで以てものはきまるわけですから、正常なといふことについては、これはいわゆる争議状態にあるときであらうとも、ないときであらうとも、これは一貫したものでなければならぬと解されるのです、これは違ひの目をして頂きたいと思ひます。

○国務大臣(小坂善太郎君) ちよつと問題をずらしてお考えになるように思ふのですが、この第二條の「電気の正常な供給」というのは、例えば具体的にいへば、七月十八日現在、只今の電圧、只今のサイクルといふものがあるわけですから、それが争議行為によつてその状態が仮に変わるということになりま

と、これは事業者の責任を持ってないことになります。ですからそういうことになれば生産管理の問題に触れると思います。

○藤田進君　実は生産管理というのは、労働組合或いは労働者が所有権者の意思を退けて、ほしのままに運営をして行くということのように考えるのですが、そういう場合でないのです。

電源ストというものはそういうもので

はない、そのように解釈されておるのかどうかあとで御答弁を願いたいのですが、電源ストと言われておるのは、先ほど質問をして提案者のほうから明確にされたのは、発電所、変電所、給電指令所においてウオーキング・アウトということがいけないので、もはやその場においては、そのような運営の問題ではない、仕事をしないということなんですから、生産管理は問題ではないと思うのです。

○国務大臣(小坂善太郎君) 今藤田さんが御提起になりました問題は、生産管理の場合の問題を御提起になりましたので、私の解釈を申上げたわけでございますが、発電所におけるウオーク・アウトというものは、これは電気の正常な供給に直接障害を生ぜしめる行為である、だからいけない、こういうことだと思います。

○藤田進君 電氣の事情をよく御存じだと思ひますが、発電所におきましてウオーキング・アウトをいたしまして、何ら電力の供給に支障のない、これは時間の問題、これが或る程度停り場合もあります。発電所において仮に一時間の休憩時間に行つて御覧なさい、外へ出ていろ／＼相談をしたり、発電所の中は朝から晩までやかましいからやつておるわけですね、最近の発電所では全然人がいない、ワンマン・コントロール、ワンマンと言つても中に殆んどいない、機械化されておるところはそうなんです。このように例へば一時間或いは二時間程度人が、極端に言えば半数、殆んど一人くらい残しておいても何ら供給には支障はない、こういう作業なんです。このことと、そうして問題は末端の公共の福祉の問

聞ですから、末端の現象において正常であるかないかということが問題になるわけでありますが、そも／＼の人員の減、或いは正常なる運営ということの責任は、正常時においてはこれはその事業主にあると思うのです。それは今言われたように、それをほしいますにすれば生産管理と言われるわけですから、事業主にある。争議行為に對しては末端に、何ら公共の福祉に影響のない、電氣がとまらないようなことであつても、必ずその発電所に、平生ならば外に出て或いは昼飯の時間野球もするかも知れないが、殊に争議中に関する限りうつかりそういふことになるというとは、これはもうウオーキング・アウトをしておる、こういうふうに解される疑いもあるわけです。私の言われるところとは、争議行為の期間中であらうとこれはすべて例外なしに事業責任者、この事業責任者がやはり供給責任を持つていると思うのです。争議行為のときだけ労働組合にその供給責任が移るといふことになるならば、これは生産管理を否定して、而も供給責任があるということになりますとこれは問題がある、これをどう説明されるか、そうして会社組合間に從來、昨年一つ引継いだままで出て来れ、発電所にこういうことだつたのです。全部そうなんです。それで引継ぎしようといつて会社に引継いでそして出て行く、出て行つただけで賃金を引かれるでしよう、電氣が廻つてゐる、これがむしろ昨年の災態ですから電源ストの制限といふけれども、これは私どももあとで通産省にも伺いますけれども、こ

れは重大なる問題が他にもあると思ひます。電氣がとまつたという現象について科学的に私は証明して頂かなければ了解しませんが、こういう昨年の実態から徴しましたが、やはり会社が一且引受けておれがやるのだから出て行け、ここに資料などありますけれども、九州の戸畑火力などに至りましては職場にもう帰るのだ、復讐するのだと言つても帰らなくていいというような調子で、会社が運転しようとしたわけですが、実際に運転できなかったわけですが、これは火力の場合ですが、水力の場合などについては、殆んど会社が運転するからそのままで、一つ出て行つてくれ、こういう恰好でやつていくのです。そうすると会社が運転を引継いで、すでにもう本来管理責任者が供給責任を持つてゐるわけですから無論問題ないですが、その上会社が更に確認的に自分たちで運転するからそのまゝ出てくれ、こう言つてゐる以上を更にいやお前たちの運転したのでは駄目だ、我々が運転する」ということは、それ公共の福祉に何らの影響もないから、そういう場合に於ては末端の現象で、何ら影響のないような状態においてはこれは法として正常な業務、これの停廃ではないと、こういうふうに解釈してよろしうございますか。先ほどの御答弁の集約として……。

○國務大臣(小坂善太郎君) お答えをいたします。現在の発電所は非常に合理化されておまして、そこに働く人も非常に集約されておることは言うまでもないところでございますが、そういうことをきめるのは経営管理者である、併し進歩的な経営管理者は大體組合側と相談して大體話し合ひによつてやつて

行くと思ふのです。そこでそれらしい人たちがウオーーク・アウトした場合にどうするかということです。ウオーーク・アウトすることによつて電気の正常な供給を阻害する意思があるかどうかというところが、先ず問題である、だからそういうことが、電気の正常な供給が直接障害を生ぜしめられるかどうかということが客観的に認められるかどうかということ、そうした主観的な意図もなく、又そうした客観的な事実もないような場合にはこれはよろしい。戸畑の場合は細かいは問題でありましてから法務当局から……。

○委員長（中川以夏君） 藤田君、どうですか。

○藤田進君 これは法務大臣に対しては本会議で質問して、答弁は保留されておりますので、法務大臣から聞きたいと思ひます。

今の正常な供給を阻害するという意思があつたかないかということが判定の基準になりますが、今二つのことを言われた、現実の問題とその意思ですね、二つを基準に今されたわけですが……。

○説明員（齋藤邦吉君） 御承知の通り、法律的に申しますと、意思と行為とこういう二つになるので、意思と申上げたのでございますが、もつとあつさり端的に申上げますれば、その者が、その労働者が電気の正常な供給に關係を持った職務についておる者である場合に、その者が争議行為として仮に言える場合には、そのことによつて電気の正常な供給に直接障害を生ぜしめたような客観的な具体的な推定ができるかどうかによつて私は判定せらるべきものだと思ひ存じております。即ちそ

の者が職場を放棄をいたしました。但しに電氣の正常な供給が阻害されなくとも、まあ阻害されるということが具體的、客観的に想定せられます場合に、その者の職場放棄も第二條違反になる、かように解釈いたします。

○藤田進君　そういたしますと、これは曾つてのような破防法のとときに議論になつた扇動の字句がどうだとかいふようなことと同じことで、これは全然予想外のことがここに出て来たわけですが、電氣の正常な供給を停止する行為、それから正常な供給に直接障害を生ぜしめる行為、この行為について論じておるように思つたわけですが、そうではなしに、そういう意思表示そのものがすでに問題になつたと言われたと思うのです。

○説明員(齋藤邦吉君)　意思と申しますのは、争議行為としてそういうことをなさしめるという意思と、こういふことでございます。即ち停止する行為、生ぜしめる行為というのは、結果的に停止する行為、或いは障害を生ぜしめる行為という結果が生じた場合、並びに結果が生じなくても、結果の発生する客観的な具體的な可能性があつても、結果の発生する客観的な具體的な可能性がある場合、この二つを含むものであるということを上上げたわけであります。

○国務大臣(小坂善太郎君)　なお誤解があるようですから私がら申上げておきますが、私は全般的に職場に人がおきなくなるということを言つておるわけでありませう。意思というのは、争議に、いわゆるあなたが私の答弁で特に意思という点を問題にされておるが、そうではないのです、私の言う意思と

いうのは、争議中の場合ということですが、要するに、このウオーク・アウトによつて争議行為に何か容れしめるといふ意思がある場合、ただ正常な争議に何もない場合、職場を離脱してもその間において別の結果が生ぜざるという場合には、特に問題にならん、こういうことを申上げたのであります。

○江田三郎君 さつきの事務次官の答弁を労働大臣は確認されるのかどうか、その点をはつきりして下さい。

○國務大臣(小坂善太郎君) 確認いたします。

○江田三郎君 そうなるとこれは大変なことなんだ。そうするともう一遍繰返しておきますが、そういう意思の問題と、そうして結果においては阻害されることがあるし、阻害されないこともある。阻害されなくても、そういう意思があれば、これはここに第二條に言うところの適用を受けるわけですね。

○説明員(齋藤邦吉君) 先ほど来意思というものは、刑法理論としての犯罪の意思と行為というところで大臣が仰せられたが、そういうことを別としてあつさり申上げますならばということに申上げたのは、停止するという行為、障害の生ぜしめるという結果が仮に生じなくても、その結果の発生することが客観的、具体的に可能であるならば、その場合をもこの第二條は含むというのを申上げておるわけでございます。意思の表示とかいふ問題とは別個の問題でございます。

○藤田進君 現実にはそういう行為が遂行される虞れあるときも、このスト規正法が簡単に言えばこれに含むのだと、まあこういうことですね。

○説明員(齋藤邦吉君) 虞れという、それだけの言葉ではないので、それは障害を生ぜしめる、障害という、こういう結果が発生する客観的、具体的に可能性というところによつて判断されるべきものであるということを申したわけでございます。即ちボシビリイの問題からプロバリティーの問題だということも申上げたわけでありまして。

○江田三郎君 可能性と言つても結果が出ない場合があるから、誰が一体可能性ということを判断する。

○説明員(齋藤邦吉君) 誰がそれを判断するかというお尋ねでございますが、そのときそのときの行為につきまして客観的に判定せらるべきものということでありまして。

○藤田進君 そういたしますと、次の問題と関連いたしますが、本スト規制法については罰則はないと、こういうことでした。罰則はないけれども、鉱山保安法或いは今日では電気、ガス臨時措置法等によつて、労組法第一條二項の正当性、違法性の阻却、刑法三十五條の適用ですね、これが適用されなくなる、こういうふうな説明をされたと思ひます。その通りでよろしいと思ひますか。

○國務大臣(小坂善太郎君) その通りです。

○藤田進君 その通りですね。そういたしますと、今事務次官の御答弁を大臣によつて確信されておりますので、大臣の答弁と同一だと思ひますが、その行為に至らない、その虞れあるとき、この場合には具体的に言えば、この法律が施行された時に、どこかの組合で以てそういう指令を出した、やるんだという指令を出すか或いはその

の一步前の労働大臣並びに中央労働委員会に対して、争議行為の予告をしたというふうな場合には、一体どうこのスト規制法は機能を発揮するのか、御説明願ひたいと思ひます。

○説明員(齋藤邦吉君) そのような組合が指令を出したということだけでは、停止する行為或いは直接障害を生ぜしめる行為というものは、現実ありませんで、第二條の問題にはならんかと思ひます。

○藤田進君 そういたしますと、その行為があつて初めて論じられる、正常であつたかないか、こうなりますか。

○説明員(齋藤邦吉君) スイッチを切るといつたふうな行為或いは職場を放棄するという争議行為があるときに判定せられるわけでございます。

○藤田進君 あつた後において正常であるかないかが論じられる、こうなりますね。それでよろしいと思ひますか。

○説明員(齋藤邦吉君) あつた後に発動するわけではございませんで、事前にスイッチを切つてはいけなないのでございまして、切つたときすでに第二條の違反になる、こういうわけでございます。

○藤田進君 先ほどですね、この行為のあつた場合については罰則がないが、もう／＼の以上申上げたものが刑罰がある、それはその通りだという御答弁を得たわけですね、先ほどは、そういたしますと、問題はスイッチを切つたとか、或いはこの解釈にあるような正常な業務を停断したという事実行為があつたときに、初めてその罰則は適用されるんであつて、その意思があるとかないとかいうことは全然問題

にならないということに又そろ／＼なにかけるわけですが、どつちが本当ですか、はつきりしてもらいたい。

○政府委員(中西實君) 先ほどから意思が争議行為として行われるという問題は争議行為として行われるということがあればいいのでございまして、そうして結果において、客観的に、具体的にそういうた障害を生ぜしむる行為であればこれでいい、こういう意味でございます。

○藤田進君 そんなことを言つておるのではない。先ほど大臣の確認しますと言つたのは、その行為を現実にする真れがあるとき、それから現実になる行為を行つたとき、この二つが問題であつて、必ずしも行為がなくとも、その行為が現実にある、そういう真れがあつたときには、当然この問題の範疇に入るのだ、こうおつしやつておる、それを確認すると言つた。

○政府委員(中西實君) ちよつとそこ誤解がございしますが、真れがあるといるのじやございせん。行為がなければならん、その行為が果して障害を生ぜしむる行為になつたか、或いはそれは現実には起らなかつたけれども、客観的に、具体的にその結果を起したであらうという行為であれば、これはこの二條に引つかかる、こういう趣旨でございます。

○藤田進君 大臣の確認とその後の答弁が実にまち／＼で、大臣自身も公式に発言されてないが、見受けるところ、又労働局長もさうだ／＼というふうなことで、これでは一体いづれが政府答弁なのか、非常に問題なので、速記録を調べてはつきりしていただきたい。

○國務大臣(小坂善太郎君) はつきり申上げておるつもりで、速記録を御覧になつてもよろしいですが、要するに、私は争議行為としてでない場合も含めて御答弁しております。要するに、人がいなくなるというところは、争議行為といふのでなく、そうなつた場合はどうかという、争議行為があつた場合は、その意思というものは、そういう意味です。争議の意思があつて、そうしてウオーク・アウトがなされる、それは困ります、こういうことであります。

○藤田進君 今の事務次官の御答弁は速記によつて調べて頂きたいと思ひます。そのようなものではなかつた。行為とそうして意思との二つが適用の要件になるかと言つたところが、その通り、ただ行為ではなくて、その意思があつて、その行為の真れがあつたときには適用になるのだ、こう言つた、大臣はどうかという江田委員の確認に對して、確認いたします、こう言つておりますので、そんなことは速記を調べなければこれは水掛論になりますけれども、私は今の大臣のは訂正と解されたいと思ひますが。

○國務大臣(小坂善太郎君) 訂正じゃありません。その通りです。

○説明員(齋藤邦吉君) 先ほど大臣が申上げております争議行為としての意思、それはいいゆる犯罪構成要件の刑法としての意思であるというのを申上げたのです。それから停止する行為、障害を生ぜしむる行為、それから争議行為としてスイッチを切るという行為或いは職場を放棄するという行為というのを申上げております。而も障害を生ぜしめるという行為というの

は、必ずしも結果を発生しなくとも
 ということを申上げておるわけであり
 ますが、結果を発生いたしませんで
 も、結果の発生する客観的、具体的な
 可能性がある場合においては、そうい
 うウオーク・アウトという、職場放棄
 の行為、その行為は第二條違反である
 ということを申上げておるわけでござ
 います。

○藤田進君 それは客観的に見て、そういう行われる可能性がある場合においては、行為が行われたならばということを言われておるのですね。

○江田三郎君 関連して、議事進行で。さつきの速記をもう一遍読んでほしい、大分違つて来ておりますよ。

○委員長(中川以良君) 速記をとめて。

○委員長（中川以良君） 速記を始め
て。

○説明員（齋藤邦吉君） 第二條の解釈の問題でございますが、争議行為としてスイツチを切るという行為或いは職

場放棄という行為がなければ、第二條の問題にはならないわけでございます。但しその場合に、直接に障害を生ぜしむるという行為でございますが、その場合に、結果的に、電氣の正常な供給に障害を来たすという結果が必ずしも発生いたしませんでも、そうした結果の発生が予想される客観的、具體的な可能性のある場合においては、その職場放棄という争議行為、これが第二條の違反になる、かような解釈をいたすものでございます。

○藤田進君　そういたしますと、先ほどの答弁と、又大きい項目の答弁とは

食い違いを生じて来ているわけです。提案のそも／＼の理由は、公共の福祉、憲法の十二條、十三條、或いは労働権の二十八條、財産権の二十九條だとか、こういうことを言われて、その通りかというふうに私が申上げて、その通りだと言われていたわけですね。要するに、公共の福祉、公共の影響、それは昨年の電源ストが余りにも影響が大であつて、従つてもはやああいふものは公共の福祉の面から許されないやうになつたのだ、こういうことであつて、従来はスイツチ・オフが政府の行政解釈としては違法なりとされて来たけれども、その後電源職場のウオーク・アウト、こういうこともやはり合法とは見られない、電気の停断でやつて来た。要するに、電気の停断でつね、とまる、而もこのことは、どつつかの村落がとまつた、こういうものではない。問題は、すでに憲法十二條については精神規定であるとか、いろいろ／＼東大の憲法研究会では結論が出ているようですが、これはともかくといたしまして、この公共の福祉ということとは、争議行為のその手段というよりも、その結果の現象、影響、これを論ずるものだと私は思うのです。従つて、争議の手段が電源職場放棄でもよい、或いは停電ストにいたしましたとしても、スイツチ・オフですね、これはおのずからその規模が、国民の公共の福祉、この全体に与える影響というところが問題にならなければならぬ。要するにその規模です。例えば、私鉄に言葉を換えて言うならば、どつかの、草軽鉄道、これが一々とまつたそうだとした場合と、或いは全私鉄が、この交通

が麻痺する、電気においても同じよう
なたとえで、ほんの一つの部落……、
今日の労働組合というものは、まだま
だ成長過程にあるのであつて、労働大
臣も御承知だと思ふのですが、電産の
組織自身もいろいろ、今何というか、成
長過程における動揺というか、変転を
極めている状態です。従つて、今後発
電所において、現実にもそういう事態が
起ります。発電所において、三百名のう

公共の福祉ということからこの法案は提案されているわけですから、この概略をどのようにおつけになろうとするのか。今の答弁から言くと、正常なる停電、こういうことは、結論的には、電気或いは電力がとまるということではないのだ。とすると、とまらないの間題ではないのだ。こう言い切られてゐる以上、この議論が起きて来ます。公共の福祉の關係。

○政務委員(中西實君) 公共の福祉と
いうのは、これは一言では非常に表現
のしにくい問題でございます。普通に
は、今おつしやいましたように、それ
を更に正確に表現いたしますれば、部
分に対する社会一般の利益というよう
なことになるかと思います。

○江田三郎君 途中ですが、議事進行で……議運で採決しなければならんですがね。帰つて来てから……。

○委員長(中川以良君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(中川以良君) 速記を始め

○海野三郎君 先ほど私が電氣の「正當な供給」ということについて話しましたときに、政府委員は、それは事業主の責任である、と、こう言われました。事業主の責任であるというて、これを放つて置かれるのであります。事業主は詐欺取財をやつているのであります。これは事実なのであります。それだけの燭光がない。三十燭光といひ、六十燭といひが、それだけの燭光が出ていない。これは全国至る所の燭光が皆それでありませう。そして、今日まで私は機会あるごとにこれを力説しておるのであります。計つてみ

るとドロツブしておる。ドロツブしておつても料金だけは当り前に取る。そうして今日まで重ねて来たこの罪業に対して、何らその事業主に対する制裁というようなものが加えられていない。そうして今日このスト規制法を提出されるということは片手落ではないかというのを私は伺いたいのであります。又これを通産の立場から申しましても、私ども始終電気にお世話になつておるのではありませんが、これは一々各個人の家にメーターがないから、黙つて知らないでおろすところもありますけれども、そういうことに對して、政府当局はどういうふうなお考えを持つておられるのであるか。これを通産大臣並びに労働大臣にお伺いしたい。

○國務大臣(小坂善太郎君) この法律は、前に提案の趣旨でも御説明申上げましたように、労働者諸君の争議権を奪ふ氣持はないのであります。他にストライキの方法も勿論ありますし、とも角あいう争議行為にまで訴えななくても、問題を解決し得るような勞使の間、良識と理解を深めてもらいたい、こゝろ思ふのです。争議行為をされることによりまして、昨年は苦い経験を持つたのであります。非常に国民大衆は有形無形の損害を受けるわけです。ですから、あいう争議行為まで訴えないで、一つ問題を解決するようない良識を期待するという政府の態度でございまして、片一方に対して非常に懲罰的なものを加えるという趣旨は毛頭ないのであります。ここに余談になるかも知れませんが、例のI・L・O・Oの大会がこのほどございまして、そこで政府代表の中山氏が演説しておりま

1. *Journal of the American Medical Association*, 1997; 277: 1033-1036.

するのをちよつと引用いたしますが、最近、電気及び石炭のような重要産業における労働争議の場合、関係当事者は労働委員会の斡旋又は調停という方法を用いないで、実力に訴えて解決する傾向がある。労働問題が経済事情の反映であるからには、この傾向も又日本経済の困難なる事情を反映するものかも知れない。同時に、現在の日本経済は、重要産業のこころむる損失を負担し得ないであらうというのであります。併し、この状況が改善せられないならば、或る措置を講じ、これによつて第三者、即ち一般公衆の正当な利益をその争議の両当事者によつて尊重されることが必要となるかも知れないということを言つておられる。私はこのうしたような重要産業の争議というものについては、どうか一つ労働間に良識を持つて頂いて、そうして一方調停機関というものにおきましてでもできるだけその調査機能を拡充いたしまして、そうして斡旋調停できるなら仲裁に持ち込まないで問題を合意のうちに解決するといふべき慣行を期待しておるのであります。この法律案の意味するところは決して労働者諸君の争議権を奪うという考えはないのであります。そこまで訴えないで是非問題を解決するような方向に持つて行つてもいいたいと思つておるのであります。なおその他の問題については通産大臣からお答えいたします。

○国務大臣(岡野清素君) お答え申し上げます。供給規程がございまして、只今のところでは供給規程の約束の通りにやつておる次第でございますが、この供給規程には恐らく昨年のような大きな停電ストというものは予想されず、入れていなかったのじやないかとこのう思います。ああいうようなことは今後あり得ないとは思いますが、併し、その供給規程が若し不備でありますとか、又社会通念としても公平でないといふことでございまして、今後これを是正しなければならぬと私は考えます。

○海野三朗君 何燭光何燭光というつもり規定で以て料金を取つておるのであります。ところがそれがそれだけの燭光を發してはいないといふことを私は誠に……いなくても料金だけは皆取つておる。それも当り前、觀念として更に怪しまないからいいという筋合のものではなくして、これはやはり通産の立場からいたしましてこれは厳格に取締らなければならぬ。この責任は誰にあるかといふことを私が申しましたら、やはりそれは事業主にあるのだと先ほど政府委員が答弁いたしました。が、事業主にあるのだと、それを放つて置いて、このたびの働いた人たちに對するこのスト規制法だけを出して、そうしてそいつをしちやいけな、これをしちやいけなといふことは片手落ちではないかといふことを私は申すのであります。

それからも一つは、すでに争議が起りました場合に、これを調停する方法もあり、これを調停できないというところは政府の弱体である。私はこれを調整して行くのが政府の責任である、こゝういふふうに考へておるものであります。この政府の弱体なるところを、率直に申しますれば……これは私は間違つておると思つておるものであります。又各学者の説明を聞いてみますと、これも悪法であるという結論に到達しておるのであります。今困るよかというても人間の尊厳と云ふところの根本精神を間違つてはならないと私は思ふのであります。この点につきまして、両大臣の明確なる御答弁を願いたいと思つておるものであります。

○国務大臣(小坂善太郎君) 政府が争議に介入するといふことはこれはできるだけ避けねばならぬと思つておるものであります。併し、争議といふものは経済事情によつて起るものであります。から、経済的な要求を基礎として起るものであります。から、労働双方においてできるだけ話し合ひ、納得し合つて解決すべきものと考へます。政府がこれに介入して、例えば賃金をきめる、強制的にきめるというふうなことになる。すれば、これは又次の問題を必ず生じて来る。例えばそういうものになれば電気料金はこれじやいかな、或いは政府の責任から上げろといふふうな、労働者諸君は無理やりきめられた賃金だから本當に納得しない、又次に争議をして又これを解決するといふことになりまして、これは決していい争議行為の解決方法とは言えないと私は思つておるのであります。

な人権を尊重せよといふお話であります。併し、これはもう当然のことです。併し、やはり人権といふものはその基礎にあるところの公共の福祉……人権といふものは無制限にあるのではなくて、やはり憲法十二條、十三條に言うように公共の福祉のために基本的な人権を用いなければならぬ、公共の福祉を阻害することがあつてはならない、こゝ思つておるま

す。やはりそうした人権の背後にある社会の繁榮、人権を奨励せしめるためには社会の繁榮といふものが基礎になつて、その個人が榮える、こゝういふことになると思ふので、やはりそれは無制限にあるものではない。そこでここに申します争議行為といふものは、そうした争議行為と公共の福祉との調和の上に立つて行われねばならぬと、こゝういふふうに考へておる次第でございます。

○国務大臣(岡野清素君) 主として料金問題だろと思つておるが、五十燭光の約束をして、供給規程によつて幾ら幾ら料金を払わなければならぬと言つておるにもかからず実は五十燭光でなしに、十燭光、八燭光といふふうなことですが、即ち供給規程で約束しておるところのこと、それから実情とが離れて、そうして過當に料金を払わされておるというのではないとも限らない、こゝういふ御主張であります。その点について所管省がこれをよく監督しなければならぬ、こゝういふお話でございまして、通産大臣が供給規程を認可する権限を持つておられます以上はその内容がやはり妥当でなければならぬといふことは、これは紙に書いた上で以て研究しなければならぬと同時に、実情までそこに立入らなければならぬといふことは、これは認可権の責任上必要だと思つておる。今後はそういうことのないように一つよく検討させまして、こゝういふ実情に合うよう供給規程によつて行かすと同時に、現にこゝういふ不公平なことがあるとしますれば、その供給規程の認可に相當な考

えを及ぼして改正するとか、何とかしなければならぬと、こゝう私は考えます。

○海野三朗君 私は片手落ちにやつておる。この法案だけを出して、只今労働大臣のお話には、公衆の利益のために、利益のためにといふことを言われなければならない。この法案だけを出して事業主、いわゆる資本家側に立つところの人たちに対する法案が更に出されてい

ないじやないか。この点を私はお伺いするのであります。

それからも一つ、ストライキに介入しない。政府は介入しないと言われるならば、何を以てこの法案を出されるのであるかといふことを私は伺いたい。片手落ちじやないか。

○政府委員(中西實君) 先ほど大臣から申されましたように、この法案は結局第一條にもございまして、公共の福祉擁護でございまして。片手落ちのお話でございまして、片手落ちの点に公益との調和その他におきまして、争議権の制約を受けることは、これは社会生活上止むを得ない場合でありまして、現に現行法におきまして、労働法の三十六條は、保安施設、安全施設の正常なる運行を停止する行為をしちやいけな、従つて、いわゆる鉱山のその方面に従事しておる者とは、或いはその他工場におきまして安全施設に従事しております者、これは争議がでないでございまして、やはりその受持つております立場々々によりまして、こゝういふ関係を生ずるもの止むを得ないのじやないかと、かように存じまして、それだからといつて、労働の関

第十一部 通産産業委員会會議録第十五号 昭和二十八年七月十八日【參議院】

一

一

一

一

係が非常に不平等になるとかいうようなことは又別じやないかというふうに考へております。

○海野三朗君 私は先ほどから申しましたところは、首尾一貫しておるのではありません。事業主に対しての何らの掣肘する法案を作らないで、働く者だけにこれを作るといふことが先ず重大なる誤りであると考えるのであります。

それから公衆の利益のために、こう言われますから、先ほどから私が申します通り、公衆は知らず／＼の間に詐欺で莫大なる料金を取られておるのである。この点に対しても今日までの通産省としての私は怠慢を唱へざるを得ない。それを放つて置いて、今ストが起ると電燈を消されるから困るとか何とかいう枝葉なる問題をつかまえて、そうして憲法に規定されたる人権の尊重というところの態度に抵触するものであると私は考へる。この点に対して御答弁を願ひたい。

○政府委員(中西實君) 先ほどから繰返しますが、やはり公益の擁護というところからいへば、と制約が出るのでありまして、この電気事業が非常な公益性の高いものであります。故に、旧公益事業令、その前には電気事業法というものがあつて、そうして経営者に非常な義務を課しておるわけでありまして、経営者として、あれは旧公益事業令の五十三條或いは三十六條あたりで業務の停廃をできないように義務付けてもございまして、その他いろいろと義務負担を課しておるわけでございます。それに対してやはり従業員の労働におきまして、その公益性の高い事業に従事しておる建前から、やはりそれ相応の制約を受ける

ことが、これはやはり当然かと思つておるのでございまして、そこで却つてバランスがとれるというふうに我々としては考へておる次第でございます。

○海野三朗君 この公衆の利益のためにということではこれは掣肘されておりますが、私が申し上げるところは、根本の態度を申上げておるのである。今困るからこの法案を作る、政府がストライキに介入してはいかんというこの法案を作る、これは筋が通らざるものと考えるのであります。この点を私はお伺ひしたい。筋道らざるものとするところの法案なしにストライキをやるといふことは並大抵のことじやないものである、止むに止まれざるものがあるのだから、それとよく追従して、そうしてこの調和を図つて行くべきものであると思つてあります。ところが、そういう細目に入ることをやめて、とにかくストライキはやつてはいけないうのだというやうなことをここに法案を出されるということは政府当局の弱体であるといふことを暴露しておるものであると私は考へられるのであります。御所見を承わりたいのである。

○國務大臣(小坂喜太郎君) 私はそれは考へておりません。政府が弱体であるなにかかわらず、争議行為といふものは、これはあるのが当然であらうと思ひます。経済要求を基礎として、労働者が團結して、団体交渉権の一つとしてストライキ権を持つておるのであります。これがなくなるといふことは望ましいには違ひありませんが、

あつても仕方がないことと思ひます。ただその場合の争議行為の方法として、世の中をまつくらにするやうな争議行為といふものは、これは本来あるべきものでないというふうに思つておるのであります。これは各国におきまして、こうした争議行為といふものは、或いは法律によつて禁止し、或いはそういうことは社会通念上やるべきことじやないといふのでやらないのであります。併し昨年の苦い経験がございまして、今先ほどから申し上げたやうに、現実にその虞れはあるわけでありまして、それでどういふ争議の方法といふものは御達慮願したい、こういうことなんでありまして、他に争議行為の手段といふものはあると考へますし、調停方法といふものもあると考へます。決して新たに争議行為の大幅な制約をする、争議権の制約をするといふふうには私どもとして考へておりません。

○小林英三君 議事進行について。まだほかに相当質問が残つておりますので、午前中の委員会はこれを以て一つ休憩しまして、午後二時頃から又始められたらどうですか。

○委員長(中川以良君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(中川以良君) 速記を始め

それでは只今お語り頂きました点を考慮いたしまして、本日はこれにて散会をいたします。

午後零時四十九分散会

された。

一、特定中小企業の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(衆)(予備審査のための付託は七月八日)